

ナショナル・ミニマムと年金担保貸付制度

—高齢者の生活ニーズと年金の一時金化—

○ 日本大学 真屋 尚生 (008740)

[キーワード] ナショナル・ミニマム、年金生活、年金担保貸付制度

1. 研究目的

低所得高齢者を対象にした社会保障・社会福祉は、生活保護や公的年金などを通じての経済的保障を中心にしたものから、高齢者を社会的に孤立させないための住環境の整備を含むサービスと施設の提供と一体化した制度へと転換していく必要がある。誰にでも社会参加の機会を最大限に保障するためには、社会保障から社会保護への発想の転換が必要である。これが、ナショナル・ミニマムの本義にそう考え方、といえよう。

年金担保貸付制度は、社会保障から社会保護への過渡期における対症療法的な施策であるが、部分的であるにしろ、高齢者の生活一時金ニーズを充足するための「年金の一時金化サービス」ととらえれば、社会保障年金の限界の再検討を迫る社会経済的な実験、あるいは「年金受給方法に関する選択肢の増加」であり、「ナショナル・ミニマムの新たな地平」といえよう。本報告では、年金担保貸付制度を手掛かりにして、新たなナショナル・ミニマム論の構築を目指す。

2. 研究の視点および方法

(1) 研究の視点：近年、日本では、社会保障の理念、実現されているはずの国民皆保険・国民皆年金の目標からはほど遠い、豊かな社会における新たな貧困を象徴する、また豊かな高学歴・高度情報社会が生み出した、社会保障の根幹に関わる雇用不安・失業、低所得・所得格差、医療・介護費用負担の増大、など深刻な課題が顕在化してきている。そうした中で、年金担保貸付制度と生活保護制度の谷間であえぐ低所得高齢者の増加は、公的年金制度の役割と限界についての抜本的な見直しを迫る、きわめて深刻な政策課題になってきている。本報告では、この点に着目し、社会保護政策につながる新たなナショナル・ミニマムの視点からの問題提起を試みる。

(2) 研究の方法：社会保険としての年金保険は「フロー」に関わる所得保障制度として運営されおり、私的生活基盤を形成する「ストック」については、もっぱら自助努力の領域とされる。ところが20世紀末以来、フローとストックをめぐる社会的な格差が拡大の一途をたどり、豊かな少子高齢社会における新しい貧困が顕在化し、拡大してきている。このギャップを縮小するための現実的な政策手段としての年金担保貸付制度を対象にして、社会保障の限界を検討し、社会保障から社会保護への転換の可能性を展望する。

3. 倫理的配慮

現段階までの準備過程において、「日本社会福祉学会研究倫理指針」に反することがないように万全の注意を払ったが、今後も同様に注意し、「倫理指針」に反することがないように努める。

4. 研究結果

伝統的な社会保障制度は、どちらかといえば、私有財産制度の根幹に触れることを避けるため、フロー面での所得保障が中心であった。しかも社会保障の柱である社会保険は、さまざまな社会経済的な基準によって分野や対象が区分され、制度運営の合理化が図られてきたが、保険は社会経済的な確率事象を対象にした基本的に所得再分配の制度である。今後は、所得保障、その象徴的な制度である公的年金保険だけでなく、いわゆる最広義の社会サービスをもしっかりと社会に根づかせていく、という発想が必要である。公的年金のあり方については、公的年金の意義とも深くかかわる「低所得・低年金の高齢者の生活実態と生活ニーズに、いかに柔軟に対応しうる制度設計・制度改革を行っていくか」についての議論—たとえば、高齢者を社会的に孤立させないための住環境の整備を含むサービスと施設の提供と一体化した制度への転換を視野に入れた議論—が必要であり、年金担保貸付制度を通じての「公的年金の一時金化」も選択肢の1つ、といえよう。

社会保障・社会保険は、議論の分かれるところではあるにしても、市場経済の原理を多かれ少なかれ修正するところ、過度の個人主義を調整するところで成り立っていると同時に、社会保障・社会保険も、歴史の流れの中で、そのあり方を変えていくことを避けえない、と認識すべきであろう。

5. 考察

住宅政策は、国土交通省、社会保障政策は厚生労働省が担当していることから、従来は両政策を生活福祉の視点から一体的に進める、という認識が乏しかったように思われる。『ベバリジ報告』における住宅問題に関連する問題提起は、21世紀の今日においても通用するものであり、住宅政策を抜きにした社会保障政策は、期待される機能を十分に果たしえない。近年多発している豪雨による大規模な土砂災害などは、自然災害というよりも、都市計画・住宅政策・災害対策などの貧困による人災的な要因が多分にあり、生活の基盤である「住宅」の安全性の確保さえなされていない。また介護関連問題1つを取り上げても、このことは明らかであろう。

<参考文献>

真屋（2014）『社会保護政策論』慶應義塾大学出版会

真屋（2013）「社会保障変革期における年金担保貸付制度の意義」『商学集志』82巻4号